

介護労働者雇用管理改善の関連施策について

介護労働者雇用管理改善の関連施策について

1 介護労働者の雇用管理の改善等

(1) 介護雇用管理支援助成金

① 介護基盤人材確保助成金(58.0億円)

介護関連事業主が新サービスの提供等を行うのに伴い、特定労働者(訪問介護員1級、看護師等の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者)を新たに雇い入れた場合、雇い入れた労働者の賃金の一部を助成(特定労働者は140万円、一般労働者は30万円(短時間労働被保険者は9万円))。

② 介護能力開発給付金(1.1億円)

介護関連事業主が新サービスの提供等に必要の人材育成のための教育訓練等を実施した場合、費用とその期間中に支払われた賃金の2分の1を助成。

③ 介護雇用管理助成金(0.6億円)

介護関連事業主が新サービスの提供等を行うのに伴い、採用などの人的管理、就業規則・賃金体系などの諸規定整備、健康確保など雇用管理改善のための事業を実施した場合、その経費の2分の1を助成。

(2) 雇用管理の改善のための相談、援助事業(5.6億円)

介護労働安定センターの支部に「介護労働サービスインストラクター」を配置し、雇用管理に関する相談・援助を行う相談コーナーを設置するとともに、雇用管理責任者講習会等を実施。

(3) その他

債務保証制度、介護労働者の労働環境の改善に関する調査研究への支援。

ケア・ワーカーに対する健康診断に要した費用を支援する介護労働者健康診断助成金制度の実施。(1.3億円)

2 介護労働者の能力の開発及び向上

(1) 介護労働安定センターにおける教育訓練の実施(18.1億円)

介護分野での就労希望者を対象にホームヘルパー2級課程を実施。

(2) 公共職業能力開発施設における職業訓練の実施等

ホームヘルパー1級の養成、教育訓練給付制度の講座指定。

3 介護分野における労働力需給調整機能の整備、強化

(1) 公共職業安定所による労働力需給調整機能の強化(3.6億円)

福祉重点ハローワークで、福祉関係業務に係る職業紹介、福祉マンパワー合同求人選考会等を実施。

(2) 高齢者による高齢者介護取組支援(9.2億円)

シルバー人材センターによる高齢者生活援助サービスの実施。

(備考) () は、平成17年度予算額(予定)である。